

# 令和元年度 就労・暮らし体験事業業務委託仕様書

## 1 適用

本仕様書は、菊池市（以下「委託者」という。）が実施する「就労・暮らし体験事業業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

## 2 事業目的

この事業は、市外に住所を有する者が本市に短期間滞在し、就労や地域資源・文化資源等を活用した体験（以下「就労体験」という。）を通じて、本市への関心を深めることで、交流人口及び関係人口を増加させ、移住・定住人口の増加へとつなげていくことを目的とする。

## 3 委託概要

- (1) 履行期間：契約締結日の翌日から令和2年2月28日（金）まで
- (2) 委託料上限額：1,978,350円（内消費税額179,850円）
- (3) 業務内容：「令和元年度 就労・暮らし体験事業」に関わるすべての業務
- (4) 履行場所：熊本県菊池市内とする。

## 4 業務

### (1) 委託内容

菊池市への移住・定住人口及び交流人口の拡大を目的に、「就労・暮らし体験ツアー」を行うこと。

また、就労体験においては菊池市役所内の部署が主催する体験イベントを活用するよう努力し、飲食等に関しては菊池市内の店舗を利用すること。

事業実施にあたっては、目的に沿った事業内容を企画するとともに、参加者の募集、関係者との調整、及び当日の運営を実施すること。

なお、イベントの開催回数は以下のとおりとする。

- ・就労・暮らし体験イベント（日帰り） 3回以上

### (2) 期間について

契約締結の翌日より令和2年2月28日までの間に実施すること。

### (3) 募集人員、参加費等について

募集人員については原則成人とし、以下の人数を想定し開催すること。

- ・就労・暮らし体験イベント（日帰り） 20名以上/回

なお、イベント参加者の個人負担については、任意で設定できるものとする。

### (4) その他

- ・食事については、参加者から費用を徴収することができる。
- ・事業実施中に参加者の感想及び移住定住に関する意見等についてアンケート調査を実施すること

- ・事業中に、本市のPRを行う時間を設けること

(5) 対象となる経費について

委託契約の対象経費は、事業実施に直接必要となる経費（人件費、謝金、旅費補助、役務費、会議費、需用費、賃借料）及び一般管理費とし、備品購入については、原則認めない。

- ・事業周知、募集、実施に係る経費
- ・事業アンケート、実績報告書作成費
- ・事業実施に係る協議に要する経費

※一般管理費は、事業費の10%までを経費として計上できるものとする。

その他、以下に掲げる経費は、対象外とする。

- ・通常に必要なと判断される経費以外の経費
- ・事業実施に直接関係しない経費
- ・社会通念から華美と判断される経費
- ・参加者の出発地から事業実施場所までに要する経費及び事業解散後に要する経費

5 留意事項

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令に準拠して実施するものとする。

- (1) 受託者は、本業務の意図及び目的を十分に把握し業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、委託者と詳細な協議を行い、委託者の承認後に業務を遂行する。なお、本仕様書は、業務の主要事項のみを示したものであるため、これらに記載のない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

6 業務実施計画書等の提出

受託者は、本業務の契約締結後、速やかに委託者と詳細な打ち合わせ協議を行うとともに、次の書類を提出し、委託者の承諾を受けたうえで作業を進めるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 管理技術者及び照査技術者経歴書（履歴書）
- (4) 工程表
- (5) その他委託者が指示する書類

7 工程管理

受託者は、業務実施計画書に基づいて適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を随時、委託者に報告しなければならない。

8 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任

を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

## 9 秘密の遵守

受託者は、個人情報保護法及び菊池市個人情報保護条例を遵守し、委託者からの借用物及び本業務の内容及び業務に係る資料を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。

また、本業務において、受託者の社員はもとより退職後といえども業務上知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。

## 10 瑕疵

受託者は、本業務完了後であっても、成果品に瑕疵が発見された場合には速やかに委託者の必要と認められる修正等を受託者の負担において行うものとする。

## 11 著作権の譲渡等

受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。

## 12 完了・検査

受託者は、業務完了と同時に完了届、納品書類とともに成果品を納入し、委託者の検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合は速やかにその指示に従い、再度、検査を受け合格により業務を完了したものとする。なお、加除・訂正等に要する費用は、受託者の負担とする。

## 13 疑義等

本仕様書に明示していない事項あるいは作業過程において疑義が生じた場合、委託者・受託者協議の上、受託者は委託者の指示に従い業務を遂行しなければならない。

## 14 受託者の特定

本業務の受託者は、「菊池市公募型プロポーザル方式」により特定する。

## 15 成果品

成果品について、以下に示す部数を提出するものとする。

- ・業務委託報告書 2部
- ・アンケート結果分析 一式
- ・その他関連資料 一式

## 16 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は菊池市に帰属するものとし、また、菊池市は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。なお、関係機関の提供など二次的な利用も可能とすること